【郵送で写しの交付を受ける場合の手続のながれ】

郵送で写しの交付を受ける場合の手続のながれは、以下のとおりです。

開示の決定

公文書所管部署にて開示決定等通知書、開示する文書のコピー費用が記載された納付書を送付します。

開示決定等通知書

納付書を送付します。



開示する文書のコピー費用を納付書の裏面に記載のある金融機関、市役所又は支所でお支払いください。

納付額をお支払いの上、切手を貼った返信用封筒を返送してください。

上記を確認次第、

開示文書を郵送します。

